

金沢大学法学部

2007 年度前期「法学概論」(水5限)小テスト

2007 年 5 月 9 日 17:15-18:00 (定期試験期間外) / 担当: 足立英彦

解答・解説

1. 次の問いに答えなさい。

(a) ある先生が講義で、本の一部の頁のコピー (別紙参照) を配り、「関心がある人は他のページも読んでおくように。でも、たぶん絶版で本屋では買えないので、図書館で借りて読んでください」と言いました。講義が終わった後の学生 A・B の会話にある空欄を埋めなさい。(各 10 点、計 30 点)

A 先生は絶版だって言ってたけど、本当かな。

B あの先生は時々間違ったことを言うから、例えばインターネットの(1)で調べてみたら。

A あれ、売ってるよ。やっぱり先生の勘違いだったようだね。

B かもしれないし、つい最近になって復刊されたのかもしれないね。

A でも、4,725 円だって。すこし高いので、やっぱり図書館で借りよう。ところで、この本がどこにあるかを探するとき、図書館中央館の OPAC と法学部図書室 Web サイトにある検索システムのどちらを使えばいいのかな。

B それは当然(2)の方を先に利用すべきだよ。こっちだと、金沢大学が持つて本ほとんどすべてを検索できるからね。

A (検索画面で検索をしてみても) あ、あった。所在が「図書館」と「教法経」になっているけど、どっちを利用すればいいのかな。

B まず(3)だね。学生証を持って中央館のカウンターに行くといいよ。

A どうもありがとう。それにしても色々よく知ってるようだけど、どこで教えてもらったの。

B いやー、「法学概論」を三度も聞いたからね。なかなか単位をもらえなくて。

A . . .

解答: 1 アマゾン (書店のホームページであれば正解) 2 OPAC 3 図書館

解説: 1 では、A の「あれ、売ってるよ」「でも、4,725 円だって」という発言に注目してください。本がまだ売られているかどうかとか、本の値段について知りたければ、書店の Web サイト (ホームページ) を利用するのが最も便利なのではないでしょうか。図書館のサイトで本の流通状況や価格は分かりません。また、yahoo や google という解答も多くありましたが、これらは Web サイトを探すための Web サイトであって、本がまだ流通している (= 絶版になっていない) かどうかを google や yahoo の作成したページ上で知ることはできません。

3の「教法経」は、教育学部に所属する法学・経済学系教員の研究室を意味します（なお、「教」が所在場所となっている図書は、現在移転作業中のため、利用できないそうです）。

- (b) Aさんは本を読んでみておもしろかったので、ブリッジ・セミナー（初学者ゼミ）の先生にその話しをしたら、「じゃあ、次のゼミで報告してよ」と言われました。そこで、本に書いてあった「自由法論」について、その本の他にもいろいろな文献から調べてレジュメ（発表内容を簡潔にまとめたもの）を作成し、報告に臨むことにしました。さて、そのレジュメで、最初に図書館で借りた本の343頁にある一文を「」をつけて引用し、その出典を脚注で書くことにしました。Aさんはどのように書けばよいでしょうか？（10点）

解答：西村稔『知の社会史 - 近代ドイツの法学と知識社会』（木鐸社、1987年）343頁

解説：西村稔『知の社会史 - 近代ドイツの法学と知識社会』343頁（木鐸社、1987年）でも可。出題の本のように、第一版の本の場合、版表示は省略します。また、第何刷かという情報は常に省略します。

「頁」(ページ)を「貢」と書いている答案が散見されましたので注意してください。

2. あなたは、「肖像権」と「写真撮影」について論じた論文を探そうとしています。以下の方法のうち適切なもの二つを選択してください。（各5点、計10点）

- (a) 法学部図書室のパソコンでD1-Lawを利用
- (b) 付属図書館のOPAC
- (c) 法学部図書室Webサイトの検索システム
- (d) 大学内のパソコンでLex/DBを利用
- (e) 国会図書館のNDL-OPAC

解答：(a) (e)

解説：まず、「論文」を探す方法が問われていることを理解してください。(b)(c)は図書の検索の際に、(d)は判決を探す際に利用します。(d)で判決の解説（判例評釈、これも論文の一種ですが）を探すことはできますが、この問題のように、キーワードに関する論文を網羅的に探すことはできません。

3. ある二つの法規について、どのような解釈を行なっても両者は両立しないとします。一方が上位法規、他方が下位法規であれば前者が優先します。では、両者が同位の法規である場合、それらの効力の優先関係はどうなりますか。場合に分けて簡単に（それぞれ一行程度で）説明してください。（各10点、計20点）

解答：一方が特別法、他方が一般法とみなせる場合は、前者の特別法が優先する。両者が特別法と一般法の関係にない場合は、後法が前法に優先する。

解説：特別法と一般法の関係にあるかないか、という場合分けができていない解答は5点減

点しました。

4. ある人甲が亡くなった後、甲の相続人乙が甲の遺言書を発見しました。その遺言書はパソコンで作成されたものでした。この遺言の効力について相続人の中で意見が対立したので、乙は、「甲の遺言書は民法 968 条 1 項の『自筆証書遺言』として認められるべきである」という自分の主張を正当化しようと思います。次の問いに答えなさい。(計 30 点)

- (a) 乙は、自分の主張(結論)を正当化するために、内的正当化と外的正当化という二種類の正当化を行わなければなりません。内的正当化・外的正当化とはどのようなことをすることですか。簡単に(それぞれ一行程度)説明しなさい。(各 5 点、計 10 点)

解答: 内的正当化とは、前提から結論を演繹することである。外的正当化とは、内的正当化で用いられる前提を正当化することである。

- (b) 乙の主張を内的に正当化してください。なお、民法 968 条 1 項は、「ある人が自筆で遺言を作成したならば、彼は自筆証書による遺言を作成したものと認められる」という意味を定めた条文であるとしなさい。(8 点)

解答:

- (1) 「すべての人について次のことが言える。ある人が自筆で遺言を作成したならば、彼は自筆証書による遺言を作成したものと認められる。」(民法 968 条 1 項より)
(2) 「すべての人について次のことが言える。ある人がパソコンで遺言を作成したならば、彼は自筆で遺言を作成したとみなされる。」(追加の前提)
(3) 「甲はパソコンで遺言を作成した。」(事実についての命題)

-
- (4) 「甲は自筆証書による遺言を作成したものと認められる。」(乙の主張)

三つの前提 (1)(2)(3) から乙の主張 (4) を演繹することができる。(論証終わり)

解説: 以上の四つの命題が書かれていれば正解。記号を用いて解答しても構いません。

- (c) 乙の論証過程のどの部分を外的に正当化しなければならないか、またその方法にはどのようなものが考えられるか、説明しなさい。その際、それぞれの方法については簡単に(それぞれ一行から数行程度で)説明する必要がありますが、乙の主張を実際に正当化する必要はありません。(12 点)

解答: ※ [a] ~ [n] までの 14 要素をそれぞれ一点、上限 12 点として採点した。

上記の前提 (1)(2)(3) のそれぞれの命題が正しいことを論証しなければならない。[a, b, c]

前提 (1) の民法の規程については、それが上位法規である憲法に反していないこと、それに対する特別法とみなせる法律がないこと、さらに、それが後法によって改正されていないことを示すことによって正当化することができる。[d]

前提 (2) の追加の命題については、言語的論証 [e]、歴史的論証 [g]、体系的論証 [j]、目的論的論証 [l] によって正当化することができる。言語的論証とは、当該命題が言語の実際の用法と一致していることを主張することである [f]。歴史的論証とは、歴史上の立法者の実際の意思に基づく論証であり、この論証方法は、当該命題が立法者の実際の意思に直接一致すると主張する方法 [h] と、当該命題を採用することが、立法者の意図した目的達成のためには必要である、と主張する方法 [i] に分けられる。体系的論証は、他の法令の確立した解釈と両立することを主張することである [k]。目的論的論証は、当該命題を採用することが客観的な目的達成のためには必要である、と主張することである [m]。

前提 (3) の事実についての命題は、それが真実であることを裏付ける証拠を提出することによって正当化できる [n]。

解説: 追加の前提を正当化することのみならず、前提 (1) の法規範の有効性 (法的な妥当性) や、前提 (3) の事実についての命題の真実性を論証することも外的正当化に含まれます。

5. 講義に対するご意見、ご感想、改善提案等があれば答案用紙に記入してください (どのような内容であっても、得点には影響しません)。

解説: 板書の字が小さくて読みにくい、進むスピードが速い、もっと具体例を出して説明してほしい、という趣旨の批判がありました。今後、改善すべく努力したいと思います。

以上

参考情報 (5月30日現在)

履修登録数	小テスト受験者数	放棄	小テスト平均点
206	205	1	61.3

100-90	89-80	79-70	69-60	59-0 点
0	12	39	70	84 名

- 総合で 60 点以上は 205 名中 121 名、割合では 59% であった。
- 89 点 1 名、88 点 1 名、85 点 2 名、84 点 1 名。